

1 議事日程（5日目）

〔平成29年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成29年6月19日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第44号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
（総務文教常任委員会）
- 日程第2 議案第45号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第3 議案第46号 太宰府市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例について
（建設経済常任委員会）
- 日程第4 議案第47号 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の一部を改正する条例について
（建設経済常任委員会）
- 日程第5 議案第48号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について（分割付託）
- 日程第6 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号））
- 日程第7 意見書第2号 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書（総務文教常任委員会）
- 日程第8 決議第1号 芦刈市長に対する問責決議
- 日程第9 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（17名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|------------|
| 1番 | 堺 剛 議員 | 2番 | 船越隆之 議員 |
| 3番 | 木村彰人 議員 | 4番 | 森田正嗣 議員 |
| 5番 | 有吉重幸 議員 | 6番 | 入江 寿 議員 |
| 7番 | 笠利 毅 議員 | 8番 | 徳永洋介 議員 |
| 9番 | 宮原伸一 議員 | 10番 | 上 疆 議員 |
| 11番 | 神武 綾 議員 | 12番 | 小 嶋 真由美 議員 |
| 13番 | 陶山良尚 議員 | 15番 | 藤井雅之 議員 |
| 16番 | 門田直樹 議員 | 17番 | 村山弘行 議員 |
| 18番 | 橋本 健 議員 | | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

- 14番 長谷川 公成 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

- | | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 市長 | 芦刈 茂 | 副市長 | 富田 謙 |
| 教育長 | 木村 甚治 | 総務部長 | 石田 宏二 |
| 市民生活部長 | 友田 浩 | 総務部理事 | 原口 信行 |

都市整備部長	井 浦 真須己	健康福祉部長兼 福祉事務所長	濱 本 泰 裕
観光経済部長	藤 田 彰	教 育 部 長	緒 方 扶 美
都市整備部 公営企業担当部長	今 村 巧 児	教 育 部 理 事	江 口 尋 信
総務課長併 選管書記長	田 中 縁	経営企画課長	高 原 清
市民課長	行 武 佐 江	福祉課長	友 添 浩 一
国保年金課長	山 浦 剛 志	都市計画課長	木 村 昌 春
社会教育課長	中 山 和 彦	上下水道課長	古 賀 良 平
観光推進課長兼 地域活性化複合 施設太宰府館長	木 村 幸代志	監査委員事務局長	渡 辺 美知子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	阿 部 宏 亮	議 事 課 長	花 田 善 祐
書 記	斉 藤 正 弘	書 記	高 原 真理子
書 記	力 丸 克 弥		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第44号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（橋本 健議員） 日程第1、議案第44号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[16番 門田直樹議員 登壇]

○16番（門田直樹議員） おはようございます。

総務文教常任委員会に審査付託された議案第44号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告いたします。

本議案は、昨年6月の児童福祉法改正に伴い、養子縁組里親が法定化されたこと、また本年4月に人事院規則が一部改正されたことに伴い、条文の改正を行うもので、新旧対照表に沿って説明を受けました。

委員からは、養子縁組里親の考え方について質疑があり、執行部から、その考え方について説明、回答を受けました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第44号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第44号について報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第44号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第44号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」討論

を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第45号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について

○議長(橋本 健議員) 日程第2、議案第45号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

[12番 小島真由美議員 登壇]

○12番(小島真由美議員) おはようございます。

環境厚生常任委員会に審査付託されました議案45号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」、その主な審査の内容と結果を報告いたします。

このたびの改正は、平成29年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴うもので、4月1日に施行が必要なものについては、専決処分をこの6月定例会初日に報告、承認しており、議案第45号は残りの部分についての提案であります。

主な改正内容は、個人住民税における配偶者特別控除を受けられる配偶者の年収の上限額が引き上げられたこと、軽自動車税関連の一連の改正のうち、4月1日に施行したグリーン化特例について、消費税率が10%に引き上げられたときに導入される軽自動車税環境性能割の規定を整備するなどであり、議案書及び新旧対照表に沿って各条文の説明を受けました。

委員から、関連して、グリーン化特例で平成15年度の改正で導入された特例の部分を、今回対象を重点化することとすることで、対象が絞り込まれているような印象を受けるが、いかがかなどの質疑がなされ、執行部より、環境性能水準が高いものに重点的に適用していく改正になっている。今の基準では、新規登録車両の8割から9割近くが何らかの軽減の対象になるが、改正後の軽減対象となるものは約6割程度に絞られる改正になっているとの回答がなされました。

質疑を終え、討論では、今回の地方税法の改正で、災害に関する税制上の措置の常態化などの整備については理解するものの、軽自動車の近年の普及というのは大衆の皆さんへの課税に

なっていると判断し、容認できないと、反対の立場での討論が1件なされました。

以上、討論を終え、採決の結果、議案第45号は委員多数の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第45号について報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第45号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第45号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 議案第45号について反対の立場で討論いたします。

今回の税条例改正については、軽自動車税にかかわる条項が含まれています。軽自動車税とは、地方自治体に納める地方税の一つです。以前、軽自動車税の改正については、市民の皆さんの生活に欠かせないいわゆるスクーターや軽自動車など、長く大事に乗り続けている市民の方の税負担が増えること、政府が新規購入者に対して税負担の軽減を打ち出すことにより、新規購入の促進を促していることなどの理由から反対としてきました。

今回の改正によりさらに負担が厳しくなるわけではありませんが、以前この条例に反対していること、また消費税10%増税を前提としている改正も含んでいることから、今回も同会派の藤井雅之議員とともに反対とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対2名 午前10時07分〉

日程第3と日程第4を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第3、議案第46号「太宰府市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第4、議案第47号「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 上疆議員。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番（上 疆議員） おはようございます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第46号及び議案第47号までについて、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第46号「太宰府市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例について」、この改正案は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）の一部が改正されたことから、この命令を引用している本市条例について改正するものと説明を受けました。

委員から、太宰府市の道路標識変更箇所を示してもらいたいとの質疑があり、執行部から、改正の影響を受ける案内標識について、太宰府市道では該当するものはないと認識しているとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第46号について委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第47号「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の一部を改正する条例について」、この改正案は、太宰府市景観計画及び太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例が、平成23年4月の運用開始から5年を経過し、見直しの必要性が生じたため、景観審議会等を経て景観計画の変更を行ったことに伴い、条例を改正するものとの説明を受けました。

委員から、過去5年間でどのような支障、問題点があったのかとの質疑があり、執行部から、塗りかえやデザイン変更のことを示す工作物の外観の変更について、これまで届け出対象の面積に達しないため届け出されていなかったが、周囲の景観に影響があるものが多く見受けられたため、今回届け出の対象としたとの回答がありました。

また、委員から、市民遺産活用推進計画等の歴史的風致維持向上の計画があるが、景観計画変更による影響はないのかとの質疑があり、執行部から、特に影響はございませんとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第47号について委員全員一致で原案のとおり可

決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第46号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第47号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第46号「太宰府市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時12分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第47号「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時12分〉

日程第5 議案第48号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第5、議案第48号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[16番 門田直樹議員 登壇]

○16番（門田直樹議員） 各常任委員会に分割付託された議案第48号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目についてはあわせて説明を受け、審査を行いました。

歳出の主なものとしましては、2款2項5目地域コミュニティ推進費170万円の増額補正。これは、一般財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業にかかわる交付金で、今年度は10の自治会から補助申請がなされ、五条台区自治会が採択されたことにより170万円の増額補正を行うもので、財源として総務費雑入370万円のうち、歳出と同額の170万円が計上されているとの説明を受けました。

なお、採択された事業の内容としては、夏祭り用テント、会議用備品及び高齢者の健康増進のための備品に要する費用とあわせて説明を受けました。

委員から、これまでどれぐらいの自治会から申請があったのかなどの質疑がなされ、執行部より、これまで21自治会より申請があり、そのうち8自治会が採択されたとの回答がありました。

次に、10款3項1目中学校管理運営費187万2,000円の増額補正。これは、本年10月の後期開始日から、各中学校に学校図書事務職員を配置するための予算を計上しているとの説明を受けました。

委員から、年度途中から4名の方の募集が集まるのか心配だが、その点についてどのように考えているのかなどの質疑がなされ、執行部より、年度途中の採用は厳しいと思うが、広く募集をかけ、面接を行い、中学校4校にふさわしい方を採用したいと考えているとの回答がありました。

次に、歳入の主なものとしましては、18款1項1目財政調整資金繰入金1,313万4,000円。これは、6月の補正財源調整として財政調整資金を充てるものです。現在決算の最中ということで確定ではないが、財政調整資金残高は27億9,301万5,130円となる予定との説明を受けました。

その他審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第48号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 次に、議案第48号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目についてはあわせて説明を受け、審査を行いました。

歳出の主なものといたしましては、3款1項2目介護保険事業費1,450万円の増額補正。これは、当初予算に計上している地域密着型特別養護老人ホームの建設に係る補助金について、財源である県補助金の交付要綱の改正が4月1日に施行され、補助対象の経費が追加になったことから、地域密着型施設等整備補助金を増額するものです。よって、歳入にも同額の県支出金を計上しているとの説明を受けました。

委員から、入所待機者のうち、太宰府市民の人数は把握しているのかなどの質疑があり、執行部から、今年の4月末現在、サンケア、同朋園等の養護老人ホームは、定員の230名の定員に対し、入所者が217名、待機者が95名となっており、うち太宰府市民の待機者は48名との回答がなされました。

次に、3款2項3目教育・保育施設費3,655万7,000円の増額補正。これは、現在水城保育園を運営する法人が新設する定員60人の保育園について、国の交付金の算定基準要綱が改訂され、交付額の変更がなされたため、保育所等整備交付金を増額するものである。歳入財源としては、国庫支出金より保育所等整備交付金として3,249万5,000円を計上しているとの説明を受けました。

委員から、企業型で保育所ができる予定があり、補助金の対象になるという話を聞いているが、また、新聞紙上で、他市と比較されるとき太宰府市の待機児童の人数はなどの質疑があり、執行部から、市内にあるスーパーで定員60名の企業主導型の保育所を建設中であり、補助金は市を通さずに直接国から出る。施設とは連携して取り組みたいと市から話をしている。また、入所待機者の人数は、今年度4月1日現在で118名であるとの回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第48号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全

員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第48号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 上疆議員。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番（上 疆議員） 各常任委員会に分割付託された議案第48号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出としましては、2款2項3目国際交流関係費、19節負担金補助及び交付金200万円の増額補正について。これは、公益財団法人太宰府市国際交流協会が企画している「留学生と交流しよう！冬の大運動会」の開催に当たり、同協会に補助金を交付するために増額補正するものと説明を受けました。また、関連する歳入としまして、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成事業費の助成金が交付決定したとして、諸収入の総務費雑入のうち200万円の増額補正についても説明がありました。

委員から、運動会の内容について質疑があり、執行部から、12月9日土曜日に開催することにしております。内容については、大玉転がしなどの種目を予定しており、中国、ベトナム、ネパール、韓国などの留学生の方及び住民の方に参加を呼びかけていきたいとの回答がありました。

次に、6款1項5目農業用施設整備費、13節委託料650万円の増額補正。これは、防災重点ため池及び受益面積0.5ha以上のため池について一斉点検を行った結果、詳細な調査の優先度が高いと判断されたため池のうち、国分四丁目に位置する上ノ池は、豪雨総合判定でも「早急な整備」となっていることから、平成29年度農村地域防災減災事業の新規採択を受けたので増額補正するものと説明を受けました。また、関連する歳入としまして、国庫支出金の農業農村整備事業補助金630万円の増額補正についても説明がありました。

なお、歳出の650万円との差額20万円につきましては、補助対象とならない調査が必要となった場合の単独費を計上しているものとあわせて説明がありました。

委員から、調査の具体的内容について質疑があり、執行部から、横断・縦断の測量、設計、地質調査などのほか、現地における堤体の透水試験を行う計画であるとの回答がありました。

次に、8款2項1目道路橋梁維持補修費、15節工事請負費500万円の増額補正及び8款2項3目交通安全施設整備費、15節工事請負費200万円の増額補正。これは、市道の五条交差点か

ら太宰府天満宮駐車場までの間については、通学する児童等にとって危険性が高い道路となっていることから、御笠川沿いの遊歩道を安全かつ安心して通行できる歩道とし、太宰府小学校の通学路としても使用できるようにするため増額補正を行うものと説明がありました。

委員から、通学路として使えるようになる時期について質疑があり、執行部から、工事は12月には竣工予定となっており、工事完了後には通学路の変更について学校等と協議しますとの回答がありました。

次に、8款4項1目木造戸建て住宅耐震改修促進事業費、19節負担金補助及び交付金300万円の増額補正。これは、当初予算として1件30万円の補助を上限とした10件分の300万円を計上していたが、福岡県において本年3月に平成32年度まで4年間の補助事業の延長が決定されたことから、上限額を1件60万円に変更し、10件分の600万円の差額300万円の増額補正をするものとの説明がありました。また、関連する歳入としまして、県支出金の木造戸建て住宅耐震改修促進事業補助金300万円の増額補正についても説明がありました。

委員から、10件の補助件数を決めた基準及び制度の周知方法について質疑があり、執行部から、基準については、過去3年間の実績のとおりとした。周知については、広報、ホームページ及び窓口案内チラシで行うとの回答がありました。

また、委員から、今回補正の県補助金が300万円で、総事業費600万円になった場合、残りの300万円は市の持ち出しになるのかとの質疑があり、執行部から、残りの300万円については、市が半分、国が半分負担するとの回答がありました。

そのほか審査では、執行部に対し説明を求め、計上の根拠などについて質疑、確認を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第48号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決す

ることに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号))

○議長(橋本 健議員) 日程第6、議案第49号「専決処分の承認を求めることについて(平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号))」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 芦刈茂 登壇]

○市長(芦刈 茂) 皆さん、おはようございます。

平成29年太宰府市議会第2回定例会最終目を迎えまして、本日も提案申し上げます案件は、専決処分の承認を求めるもの1件の議案の審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号「専決処分の承認を求めることについて(平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号))」についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計の歳入不足額2億2,183万4,242円の繰上充用のため、歳入及び歳出予算にそれぞれ2億2,183万5,000円を追加し、予算総額を92億6,585万4,000円とする専決処分を平成29年5月31日付でさせていただいたものでございます。

主な要因といたしましては、昨年12月に5億円の法定外繰り入れを実施した結果、歳入歳出総額ともに減となり、赤字額についても減少しておりますが、国庫負担金の減、療養給付費交付金の減等により歳入不足が生じたものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(橋本 健議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第49号は承認されました。

(承認 賛成16名、反対0名 午前10時30分)

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 意見書第2号 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を  
改正する法律案に反対する意見書**

○議長(橋本 健議員) 日程第7、意見書第2号「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[16番 門田直樹議員 登壇]

○16番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託された意見書2号「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

委員からは、今現在、世界各国でいろいろなテロ行為が行われているが、この法案が通らなかった場合、どのような形でのテロ防止等の対策を考えられているのか。こういった国政に対しての国の議論に対して、地方議会が意見書を出すことに少し疑問があるが、そのあたりの見解についてなどの質疑があり、提出議員より、ここではテロ防止について言及しておらず、テロ防止はもちろん国の目的として大事なことなのでやるべきだけれども、こういう捜査手法でやるということが一番気になっている。日常生活、市民生活にかかわる問題ではないかと思うので、地方議会でも出していいのではないかとの判断との回答がありました。

質疑を終え、意見はなく、討論については、国での議論で、私たちの手の届かないところというふうに考えるところもあるが、太宰府市民に係ってくる法律になってくるので、提出は必要だと思うし、意見書に盛り込まれている内容に賛同する。テロに対しての対策は非常に大切だと思うが、疑いがあるだけで逮捕されるというのは非常に危険性の高いことだと思うので、意見書に賛成するとする2件の賛成討論があり、テロというのは、いつどこで発生するかわか

らない。人がたくさん集まる場所で行われている事例が多いと思うので、本市には年間900万人というたくさんの観光客が来るので、こういった意味でも大切ではないかと思うので反対するとする反対討論が1件ありました。

採決の結果、意見書第2号は委員賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

意見書第2号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

意見書第2号「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書」について討論を行います。

討論はありますか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 意見書案の起案をともに行い、賛成者として名を連ねた者として賛成討論を行います。

公正の確保と透明性、すなわち行政の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることが、市政においても国政においても大きな問題となった6月です。この理念は、市政と国政に共通します。行政手続条例、行政手続法に共通しています。

その目的は、市民の権利及び利益の保護に資することです。条例と法で、市民と国民、表記は違いますが、私たちの一人一人を指していることに違いはありません。また、この透明性を担保する制度としての公文書管理は、民主主義の基礎、民主主義のインフラと言われていています。

いわゆる共謀罪の趣旨が盛り込まれた組織犯罪処罰法の改正も、こうした文脈で考えることが可能です。ただし、この法律は国民を直接に拘束する可能性を与えるものであるがゆえに、さらに徹底的に厳しい検討がなされるべきものと考えます。

犯罪捜査は、拘束すべき犯人を特定するために行われるものである以上、より広範な市民を対象に行われる必要があります。犯罪行為そのものを要件としないこの法律のもとでは、犯罪を計画している者を特定する必要性とは、広範な国民あるいは市民の生活を監視する必然性にほかなりません。それは、国民の基本的な権利が脅かされる可能性を必然性に変える法制度にほかなりません。

テロ対策は、厳密に法律のレベルでとどまりつつ考えられなければならないと考えています。国の統治原理そのものである国民の権利、これを脅かす可能性を指摘されながら、しかも

不透明さ、これを残したままで行われるテロ対策とは、むしろ民主主義そのものへのテロであると思います。

テロあるいはテロリズムとは、そもそもがフランス革命期に権力を握った者による恐怖政治を指して使われた言葉であったことを思い出す必要があります。何がテロなのか、これは相対的であり得るし、また恣意的にも定め得るということです。ゆえに、その定義は法律の中に厳密に、限定的に定めておかねばなりません。この法律にはそれが欠如しています。

太宰府市の6月議会では、多くの市政批判がなされました。議会として市政の現状への批判がなされたと考えています。その批判の精神を受け継ぐのであれば、市民としての批判精神と国民としての主権者意識に一貫性を持たせようとするならば、それは議会には本質的なことであると私は考えていますが、今回改正された組織犯罪処罰法については、反対の意思を表明する以外の選択肢はないと考えています。これをもって賛成討論にいたします。

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありませんか。

5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） 意見書第2号提出について、反対の立場から討論いたします。

国際社会においても我が国においても、断じてテロを起こさせてはならないとの思いから、共謀罪は現在社会において必要な法案だと考えます。テロ等準備罪の国内法整備は、TOC条約締結に不可欠であるからです。

テロリストは国境を越えて活動します。テロなどの国際的な重大な組織犯罪の発生を未然に防ぐには、緊密な国際協力が不可欠です。この国際協力を飛躍的に強化させることができる条約が、国際組織犯罪防止条約です。いわゆるTOC条約です。本法案が成立し、TOC条約を締結できれば、捜査当局同士の直接のやりとりにより捜査共助の迅速化、日常的な情報交換の促進、さらには本条約に基づく逃亡犯人の引き渡し請求をすることなどが可能になります。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会や2019年ラグビーワールドカップを目前に控えています。日本がテロの標的になる可能性は否定できません。このような国際基準として、187カ国の地域が締結しているTOC条約を締結し、テロを含む組織犯罪から国民と訪日する外国人の方々を守る法整備を行うことは、国家として当然の責務でございます。国境を越えて行われるテロ等に対し、日本が法の抜け穴となってはなりません。

また、本法案は、高齢者などの財産を侵害してきたおれおれ詐欺などの特殊犯罪の未然防止にもつながります。

テロは、いつ、どこで発生するか予測できません。ただわかるのは、人がたくさん集まる場所で発生しております。太宰府市においても年間900万人の観光客がお見えになります。このように未然にテロを防ぐことが可能になり、国民を守る法案は必要だと考えます。

よって、太宰府市からの反対意見書提出については反対いたします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 意見書について賛成の立場で討論いたします。

これまでの国会での審議の中で、私たち市民がこの法案に対してわかりづらい、納得できない部分が多々ありました。また、一般市民も対象になるのではないかと不安に思うような回答もありました。

組織的犯罪防止法、いわゆる共謀罪については、5月18日に国連の人権理事会が任命した特別報告者、プライバシー権に関する特別報告者のジョセフ・ケナタッチ氏が、プライバシーや表現の自由を制約するという書簡を安倍総理に届けています。国際社会からも批判を受けるようなこの法律案について、反対です。

よって、この意見書については賛成とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありますか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 意見書第2号「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書」について、反対の立場で討論します。

まず、この法案ですが、既に成立しており、この意見書自体意味がありません。審議が終わって成立した法律案に対する意見書をどこに出して、どんな効果を期待しているか、全く理解できません。本来なら取り下げるべきで、もし必要なら、法自体の廃止や改正を求めたものを改めて提案すべきです。

先ほど総務文教常任委員会での審査内容と結果を報告しましたが、あくまで成立前の状況での審査を行ったものです。

また、この法案は国政の課題であり、委員会で若干の意見があった以外は、市議会として議論も研究もしていません。したがって、賛否はそれぞれの議員個々の政治的判断になると思います。

委員会では、日常生活、市民生活にかかわる問題ではないかと思うので、地方議会でも出していいのではないかと先ほど言いましたが、判断したという意見がありましたが、国政と市民生活は密接であり、全てが我々の日常生活にかかわっています。もし議会の意思として意見書等を国に上げるのであれば、十分な調査と議論を経て、全会一致で提出することが望ましいと考えます。

その中で、個々の議員の政治的な思想信条を実現しようとするのであれば、事前に十分な説明と説得の努力が必要であるとも考えます。

もう一つは、有権者からの負託について疑問を感じます。私を含めここにおられる議員は、立候補に当たり、それぞれの政策課題や信条等を、選挙公報を初めとする配布物により周知を図っておられます。それを見る限り、どの議員も市政に関することを訴えておられ、今回の意見書提出のような記述はありません。

また、私を例にとれば、支援していただいている方々の国政に対する考え方はさまざまで、

今回の法律案にも賛否両論あります。したがって、判断は議員として負託されたというものでなく、私個人の考えとなります。

その上で、この法律改正案並びに意見書についてですが、一般の市民ではなく、組織的犯罪集団が具体的な準備行為をした場合、まだテロ等を起こしていなくても処罰されることは、犯罪予防として当然であること、オリンピックに向け国際組織犯罪防止条約、TOCですね、入るために本整備が必要なこと、法改正なしでどうやって犯罪組織のテロ計画を阻止できるのか、意見書には何ら提言がないことなどから、厳格な運用のもとにこの法律は必要と考えます。

最後に、心情的なことを述べますと、誰しも官憲にプライバシーをのぞかれることは嫌悪するところですが、我が身が潔白であるならば、例えば空港で搭乗前に保安検査を受けるように、一定の受忍は必要であると考えます。

世界中で恐ろしいテロ事件が頻発しており、日本でも過去には過激派やオウムなどの大規模無差別テロがあり、現在でも組織的犯罪集団に対する懸念は増すばかりです。

以上の理由から原案に反対であり、可決すべきという報告結果には反対します。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） 賛成の立場から討論させていただきます。

確かにこの法律の目的、いわゆるテロ防止ということは、私どももよく承知しているところでございます。しかしながら、何事もそうですけれども、法の目的を達成するのに選ぶ手段の選択肢があるということなんです。

現在は法律になっておりますけれども、この目的を達成するのに、犯罪でない者を準備行為なんかを既に捜査官がそこに介入して捜査できるという形で、日常生活に介入していくということは、恐らく市民生活だけ、これは国民の問題であって市民の問題ではないというふうな形ではないと思います。

したがって、私は市民生活にいろいろな形で不安を脅かすこの法律に対して、今法案が法律になっているということは既成の事実でございますので、そのとおりでございますが、依然として危惧の念を抱かざるを得ないという形で、この提案を維持したのは賛成の討論といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありませんか。

1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） 提案されている「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書」について、反対の立場を明らかにして討論を行います。

日本は2000年にTOC条約に署名し、2003年に社民党を除く各党の賛成で国会承認をしています。しかし、条約が加盟国に求めている国内法整備ができないため、いまだに日本は契約国

になれません。

条約は、重大な犯罪、長期4年以上の懲役・禁錮刑の罪を行うことの合意、または組織的な犯罪集団の活動への参加の少なくとも一方を犯罪とするよう求めています。しかし、日本の現行法には、条約が求める重大な犯罪の合意罪に当たる罪は、一部の犯罪にしか規定がありません。また、参加罪は存在しません。どうしても新たな国内法整備が必要です。それが閣議決定されたテロ等準備法案です。

次に、今回の意見書の内容に書いてある共謀罪とテロ等準備罪は異なります。共謀罪は、組織的な重大犯罪の合意、すなわち心の中の共謀だけで処罰されます。もっとも、共謀罪の対象は、組織的な重大犯罪であり、一般市民は対象になりません。しかし、国民の間に内心の合意だけで処罰されるとの不安が広がりました。これに対し、テロ等準備罪の成立には、内心の合意と組織的な重大犯罪の準備行為が必要です。

テロ等準備罪が成立するための条件は、組織的犯罪集団、計画、準備行為、この3つの構成要件があります。構成要件とは、犯罪となる行為の定型のことで、殺人罪なら、「人を殺した」が構成要件になります。

テロ等準備罪の場合、まず犯罪の主体がテロリズム集団のその他の組織的犯罪集団に限定されました。共謀罪のときは、単なる団体でした。組織的犯罪集団とは、存立の目的が重大犯罪を実行するための団体です。テロ組織、暴力団、薬物密売組織、振り込め詐欺集団などが典型で、民間団体や労働組合は対象ではありません。

また、計画の単なる合意だけでなく、それに加え計画した犯罪の準備行為が行われることも構成要件になっています。共謀罪のときは、内心の合意だけで犯罪が成立するため、内心の自由が脅かされる、監視社会になると言われました。しかし、テロ等準備罪が成立するには、計画をただだけでなく、計画に基づき資金または物品の手配、関係場所の下見、その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたことが必要です。

このように組織的犯罪集団、計画、準備行為を構成要件にすることで、共謀罪への懸念は解消されています。

次に、犯罪主体を組織的犯罪集団に限定したため、およそ組織的犯罪集団が行う犯罪とは無関係な犯罪を、対象犯罪から外すことが可能となりました。その結果、対象犯罪を676から277にまで減らしました。

次に、意見書で述べられている、テロ等準備罪では犯罪の起きる前から捜査ができ、捜査権濫用のおそれがないかという点については、公明党がもっとも懸念したところです。テロ等の組織犯罪対策と人権保障のバランスをどうとるかで苦慮いたしました。

最も重視したことは、さきに説明したテロ等準備罪の構成要件の厳格化です。それによって、民間団体や労働組合が捜査対象にならないようになっています。また、準備行為という客観的な外形的行為を要件とすることで、内心の合意だけで処罰されないようになっています。

このように構成要件を厳格にしたことで、警察の捜査にも歯どめがかかります。警察が逮捕や家宅捜査などの強制捜査をするには、裁判所の令状が必要ですが、犯罪の嫌疑がなければ逮捕や捜査の令状は交付されません。

また、テロ等準備罪の嫌疑が生じるためには、組織的犯罪集団が対象犯罪を計画し、準備行為をすることが必要です。単にあの組織は怪しいだけで、強制捜査はできません。

民進党は、T O C条約の締結には、共謀罪もテロ準備罪も不要と主張しています。民進党は、民主党時代、2009年の衆院選前に発表した政策で、共謀罪を導入することなく条約に入ると公約し、政権につきました。ところが3年3カ月の政権期間中、条約の加盟はできませんでした。実現できなかったことをできると言い張る民進党は無責任です。公約したにもかかわらず、実現できなかった理由を国民に説明すべきです。テロ等準備罪に反対するのであれば、テロから国民を守るにはどうすべきか、対案を出すべきです。

近年、日本は2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や2019年のラグビーワールドカップを目前に控えています。これらの国際大会を断じてテロの標的にさせてはなりません。

○議長（橋本 健議員） 堺議員、済みません。簡潔にお願いします。

○1番（堺 剛議員） 済みません。じゃあ、最後の結論部分だけ言わせていただきます。

この条約は、テロ等を含む組織犯罪を未然に防止するための国際協力を可能にします。締約国になると、犯罪人の引き渡しや捜査共助、情報交換も進みます。先ほど有吉議員が言われた内容と一緒にございます。

世界の情勢を見ても、締約国は187カ国に上り、G 7で締約国になっていないのは日本だけでございます。国連加盟国の全体でも、日本を含め11カ国にしかすぎません。どの国も条約の参加罪か合意罪の法律を持っていますが、それによって人権侵害などと非難されていません。

以上のことを踏まえて反対討論とさせていただきます。議員各位におかれましては、私の討論に賛同くださり、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書」提出について、太宰府市議会の見識として粛々と否決をしてくださるようお願いをして、討論を終わります。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(少数起立)

○議長(橋本 健議員) 少数起立です。

よって、意見書第2号は否決されました。

(否決 賛成7名、反対9名 午前10時52分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 決議第1号 芦刈市長に対する問責決議

○議長(橋本 健議員) 日程第8、決議第1号「芦刈市長に対する問責決議」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17番村山弘行議員。

[17番 村山弘行議員 登壇]

○17番(村山弘行議員) 決議第1号「芦刈市長に対する問責決議」。

決議第1号について、決議文の朗読をもちまして提案の理由にかえさせていただきたいと思えます。提出者は、私、村山弘行、賛成者は、橋本健議員、門田直樹議員、藤井雅之議員、長谷川公成議員、陶山良尚議員、小島真由美議員、神武綾議員、上疆議員、宮原伸一議員、徳永洋介議員、笠利毅議員、入江寿議員、有吉重幸議員、森田正嗣議員、木村彰人議員、舩越隆之議員、堺剛議員であります。

それでは、ただいまから提案理由の朗読をもちまして説明にしたいと思います。

芦刈市長は、市長就任3年目を迎えられ、改革に向けた強いリーダーシップを発揮しますと、後援会やさまざまな公式行事の中で力強く宣言されている。しかしながら、過去2年間を振り返ってみると、市長として十分な職責を果たしているとは思えない。

例えば、平成29年5月25日の太宰府市総合体育館入札に関する市民団体の住民監査請求に関する記事が新聞1面で報道され、その後の記者会見の中で、真相究明の第三者委員会を設置することを言明された。そして、6月1日の監査委員の「指針の改ざんは行われておらず、監査が妨害されたとの認識はない」との発表を受け、翌6月2日、第三者委員会は設置しないと最初の発言を撤回された。なぜ、5月25日の記者会見に臨む前に監査委員の見解を聞かずに、第三者委員会の設置を発表したのか、甚だ疑問である。市長として冷静さに欠け、拙速過ぎる判断と言わざるを得ない。

また、第1の公約である中学校完全給食については、これまでの議会で表明されていた学校給食法にのっとった全員喫食のデリバリー方式の実施から一転、選択制ランチサービスの充実に方向転換となってしまった。財政上の理由で、なぜ今になって方向転換せざるを得なくなったのか。保護者や市民を裏切る結果となってしまったことをしっかり自問自答し、納得いく誠実な対応をしていただきたい。

これまでにおいても、議会における質疑、質問において、責任ある答弁が求められていたに

もかかわらず、具体性のない答弁などにより議論がかみ合わないことが多く、市長報酬削減案や機構改革などが否決されたことも、市長の説明不足、不誠実な対応によるものである。

これまでに改革あるいは公約がうまく運ばないことを部下のせいにする発言もされているが、結果が出ないことを副市長や部長や、あるいは職員のせいにするのは言語道断であり、これらのことは紛れもなく市長の責任である。

以上、太宰府市議会は、芦刈市長に対して猛省を促し、これまでの不適切な言動に対し、市長への問責を決議するものである。

提出者は、先ほど申しましたように、私、村山弘行、賛成者は、本日入院加療中の長谷川公成議員を含め、太宰府市議会議員全員であります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑は、提出者以外の議員全員が賛成者となっていますので、省略します。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 賛成の立場で討論させていただきます。

芦刈市長、今どのような気持ちでその席に座っておられますか。問責決議に法的拘束力はありません。この時間だけやり過ごせばいいと思っておられるのではないかと感じてしまうことがあります。

なぜそう思うのか。それは、先週6月16日金曜日の西日本新聞に単独インタビューが載っています。冒頭の発言で、この間の言動について本音を語っているとされています。不徳のいたすところと言いながら、冒頭に本音を語っているというその本音が、この間どうだったんでしょうか。

議会の答弁だけでなく、式典での挨拶などでも言われている本音が、思いつきの範疇で、何も財政的な根拠や条例、規則といった裏づけを確認されないまま発言をされ、結果として市民に失望が広がる。それが今回、平成30年度に中学校給食実現に向けてロードマップまで示しながら、財政上の理由から断念になったことではありませんか。

どうしても述べたい思いがあるのなら、そのことをきちんと執行部サイドと調整して、挨拶などの発言に盛り込まれるようにされるべきです。

そもそも、今提案され、審議をされている問責決議案の結果が判明される前に、結果が出たことを前提にインタビューに応じられる姿勢も疑問であります。結果が出て初めてコメントされるべきことを、既に結果が出たことを前提にコメントされること自体が、議会軽視ではありませんか。

今回の問責の受けとめは、議決を前に既に表明をされた本音を語っているということの受けとめになるのか、問責決議に込められている思いが市長に今届いているのか、甚だ疑問であります。議員を4年間務められた市長なら、行政と議会の仕組みをわかっていると思っていた一抹の望みも消えています。

改めて問責に込められた思いを、意味をしっかりと理解していただき、傲岸不遜に陥らないように申し上げて、問責決議案に賛成を表明いたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、討論はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 行政執行機関の長、責任者である限りにおいての芦刈茂市長に対し、議会としてその責を問う決議案です。一議員として補足することで、賛成討論にかえたいと思います。

問いというものには、幾つかの分類の仕方があります。答えが既にわかっている問い、答えをこれから出さなければならない問い、一人で答えを出すべき問い、知恵を出し合って答えを出すべき問いなどなど。同じ問いでも、どう受けとめるかで答えが変わりかねない点には注意を払っていただきたいと思います。

さらに、この決議案は、実質的に、いわゆる偽造文書と報道されたその問題と中学校給食問題について、徹底的な市政の自己批判と再検討を求める問責決議案でもあると、そう考えています。市長のみならず、各職員がそれぞれの問いを受けとめ、一丸となって答えを出していただけることを期待しています。我々議会としても、問いを立てた責任を全うしたいと考えています。

以上で賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） 賛成の立場で討論いたします。

これまでの芦刈市政2年間で振り返って、私が一番問題であると考えるのは、市政改革が一向に進んでいないことです。2年前市長は、市政改革を掲げて、多くの市民の賛同を得て市長になられたわけですが、市民は今までの路線と違う市政を期待して芦刈市長に投票しました。その後の改革の進捗はどうでしょうか。

今議会で取り上げた入札制度改革一つにしてもしかりです。あれだけ競争性、公正性、経済性、透明性に課題があるにもかかわらず、改革の動きが全く見られない。いま一度初心に立ち返り、市役所一丸となって市政改革に取り組まれることを強く要望して、私の賛成討論といた

します。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

決議第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。
（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、決議第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時03分〉
〈市長芦刈 茂「発言を求めます」と呼ぶ〉

○議長（橋本 健議員） 市長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。
市長。

○市長（芦刈 茂） 発言の機会をつくっていただきまして、誠にありがとうございます。

太宰府市制始まって以来の市長への問責決議を、議員全員の皆様からお受けいたしました。
私自身、不徳の至りでございます。市政運営の責任者として重く受けとめ、反省いたします。

また、市民の皆様への公約の実現について、達成がどれだけできているのかという点において、深く改めて反省する次第でございます。

今後につきましては、さらなるリーダーシップを発揮し、山積する課題への解決に向けて、議員の皆様、市役所内部、市民の皆様とのコミュニケーションを図り、明日の太宰府のために、この私たちのふるさと太宰府のために、全存在をかけて尽力していくことを決意いたしまして、受けとめたお答えとさせていただきます。どうぞよろしくご理解をいただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 議事を進めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 閉会中の継続調査申し出について

○議長（橋本 健議員） 日程第9、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。  
お諮りします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成29年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、平成29年太宰府市議会第2回定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成29年8月22日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 上 疆

会議録署名議員 神 武 綾